

## 岐阜大学オープンアクセス方針

平成 29 年 3 月 17 日

学長裁定

### (趣旨)

1. 岐阜大学（以下「本学」という。）は、本学に所属する教員（以下「教員」という。）によって得られた教育・研究成果の公開を推進することにより、学術研究の発展に寄与するとともに、社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (教育・研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌等によって公表された教員の教育・研究成果（以下「教育・研究成果」という。）を、岐阜大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、成果物の著作権は本学には移転しないものとする。

### (適用範囲)

3. 本方針は、本方針施行後に公表された教育・研究成果に適用する。

### (適用除外)

4. 著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該教育・研究成果を非公開とすることができる。

### (対象となる教育・研究成果の取扱い)

5. 本方針が適用される教育・研究成果の登録、公開、公開後のデータ利用等リポジトリに関わる事項は、「岐阜大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

### (その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

### 附則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。